

第61回 定時株主総会招集ご通知

2021年3月1日▶2022年2月28日

開催要項

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下のとおりお願い申し上げます。株主の皆さまのご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

・感染拡大防止のため、ご用意できる席数を制限しております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほどお願いいたします。

・株主総会にご出席される株主様におかれましては、当日のご体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

・株主総会の議決権行使は、ご出席いただくほかに書面又はインターネット等による方法もございます。また、本年も「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しております。詳しくは2～5ページをご参照ください。

日時

2022年5月25日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール
(末尾会場ご案内図をご参照ください)

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

お土産について

株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布を取り止めさせていただいております。

【目次】

招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
ライブ中継のご案内	4
株主総会参考書類	6
〔添付書類〕	
事業報告	10
連結計算書類	40
計算書類	42
監査報告書	44

※当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.izumi.co.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.izumi.co.jp>) に掲載させていただきます。

(証券コード 8273)

2022年5月9日

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社 **イ ス ミ**

代表取締役社長 山西 泰明

株 主 各 位

招集ご通知

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年5月24日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール
(末尾会場ご案内図をご参照ください)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第61期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

議決権行使についてのご案内

6 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



開催日時
2022年5月25日（水）
午前10時

- 同封の議決権行使書用紙を、株主総会当日に受付にてご提出ください。
- 議決権行使書のご返送またはインターネット等による議決権行使はいずれも不要です。

郵 送



行使期限
2022年5月24日（火）
午後6時

- 同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、議決権行使期限までに到着するようにご返送ください。

インターネット等



行使期限
2022年5月24日（火）
午後6時

- 次ページのご案内に従って、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、議決権行使期限までに賛否をご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について  0120-652-031 (9:00 ~ 21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (9:00 ~ 17:00
土日休日を除く)

●電磁的方法（インターネット）による議決権行使●

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットご利用環境、ご加入のサービスや使用する機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議決権の重複行使について

- ①議決権行使書（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ②インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

第61回定時株主総会におけるライブ配信について

本総会におきましては、株主の皆様の安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネット等を用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」）を昨年より導入しております。

ご視聴を希望される場合は、下記事項をご確認くださいませようようお願い申し上げます。



1. 参加の手続き

(1) 本バーチャル株主総会をご視聴される株主様は、「株主様専用ウェブサイト」にアクセスいただき、IDとパスワードをご入力ください。

● 株主様専用ウェブサイト <https://8273.ksoukai.jp>

● ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

● パスワード 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

※ウェブサイトは5月10日よりアクセスいただけます。視聴確認テストにお役立てください。

(2) 本バーチャル株主総会をご視聴される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。

したがって、当日は議決権を行使できませんので2022年5月24日（火曜日）18時までに書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

2. その他

(1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 本バーチャル株主総会ご視聴に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。

(3) システム障害や通信環境等により株主様が受けた不利益については、当社は一

切責任を負いかねますので、ご了承ください。

- (4) 本バーチャル株主総会をご視聴いただけるのは、当社株主名簿（2022年2月28日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご視聴はご遠慮ください。
- (5) 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご視聴できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) 万一何らかの事情により配信を行わない場合は、「株主様専用ウェブサイト」ページにてお知らせ致します。

3. バーチャル参加に関するお問い合わせ先

バーチャル参加に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、議決権行使書をお手元にご準備の上で、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

電話：0120-782-041

【受付時間：9:00～17:00 土日休日を除く。】

※以下のお問い合わせ事項については、以下連絡先にお問い合わせください。

- ①インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ②株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ

電話：03-4503-6540

【受付日時：2022年5月25日（水曜日） 9：00～本バーチャル株主総会終了まで】

議案および参考事項

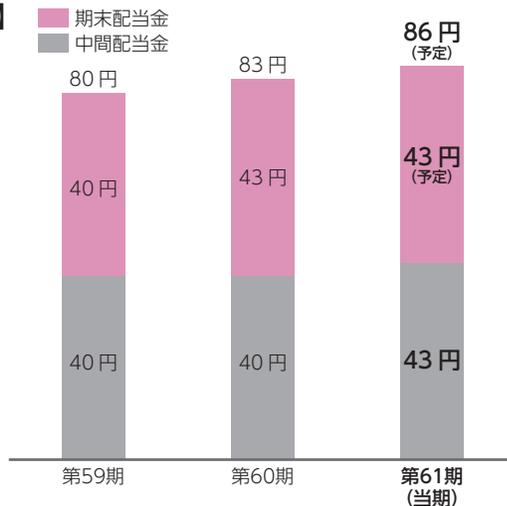
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、適切な利益還元を重視しており、業績動向等を勘案しつつ決定してまいりたいと存じます。当期の期末配当金につきましては、堅調な業績を収めることができましたので、その成果を株主の皆様へ還元させていただきたく、以下のとおり1株につき43円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金（1株につき43円）を含めた1株当たりの年間配当金は86円となります。

なお、内部留保金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、成長分野への戦略投資に充当してまいりたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき43円 総額 3,073,538,434円
③ 剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年5月26日

【ご参考：1株当たり配当金の推移】



1. 提案の理由

- (1) 子育てをしながら働く従業員の活躍支援ならびに待機児童解消の一助となるべく、当社大型商業施設「ゆめタウン」で働く従業員やテナント従業員そして地域住民の方々が安心してお子さまを預けることのできる事業所内保育施設を開園するため、事業目的に「企業内保育所の設置及び運営」を加えるものであります。
- (2) 公告方法について、インターネットの普及を考慮して公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(24) (省略) (新設) <u>(25) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(24) (現行どおり) <u>(25) 企業内保育所の設置及び運営</u> <u>(26) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>
<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。</p> <p>(3) 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響により、依然として厳しい状況が続きました。感染の収束が期待される一方、断続的な感染拡大に伴う緊急事態宣言等の発令など、社会・経済活動の本格的回復には至らず、年明けより再び新たな変異型ウイルスへの感染が拡大し、依然として先行きは不透明であることに加え、ロシアのウクライナ侵攻などの地政学的リスクの高まりにより先行きの不透明感はかつてないほど強まる状況となっています。

このような状況の下、当社グループにおいて、2021年4月に策定・公表した「第二次中期経営計画（2022年2月期から2026年2月期の5カ年）」において、創業から取り組む地域への貢献をより深めるといふ想いから、経営理念を「社員が誇りと喜びを感じ、地域とお客さまの生活に貢献し続ける」へと刷新し、これを念頭に10年後のありたい姿として地域と共創する2030年長期ビジョンを定めました。主力の小売事業においては、急激に変化する環境に対応すべく、「SM改革」、「GMS改革」および「グループ経営の強化」に取り組み、これらの各戦略をDXの推進により支援するとともに、「ESG戦略」も推し進めていくこととしています。特にコーポレート・ガバナンス体制の強化においては、企業価値の向上を図るとともに、多様性の確保を推進するため、独立社外取締役を増員するとともに、株式報酬制度を導入しました。さらに、気候変動などの地球環境問題、人権、従業員の健康・労働環境への配慮などの経営課題を認識し取り組むため、サステナビリティ委員会を組成し、推進・実行する体制を整えました。

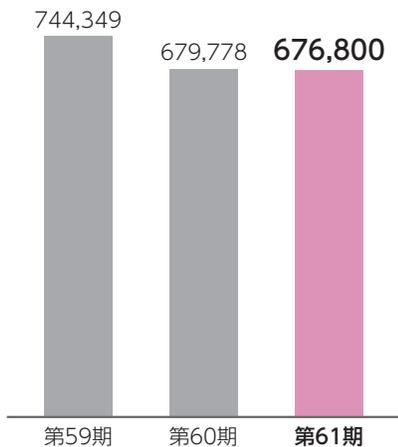
また、外部環境変化への対応として、厳しい状況が継続する新型コロナウイルス感染症への対策については、緊急事態宣言等の発令を受け、各自治体からの要請に沿って、一部売場を除き営業時間を短縮し、感染拡大が深刻であった福岡県等では、一部売場を土日休業としました。店舗においては、買い物かご除菌装置の導入拡大、非接触ニーズへの対応としてセルフレジ及びセミセルフレジのご利用推進、ワクチン接種会場の提供ならびに従業員・その他地域の皆様へワクチンの職域接種の参加を呼び掛けるなど、地域とお客さまの安全・安心のための取り組みを強力に推し進めました。さらに、売場内における三密によるお客様の不安心理を払しょくするため、休日型から平日型へ集客策を見直すことで、お客様の利便性向上を図るとともに、各自治体からの休業・時短要請などにより不安定と

なりやすい店舗稼働状況に柔軟に対応するコスト構造の実現に努め、筋肉質な経営体制の維持・向上に努めました。加えて、下期以降、ウィズコロナへの消費者の行動変容にフレキシブルに対応するため、顧客関係強化を図るとともに、地域との共創による売場改革に取り組みました。

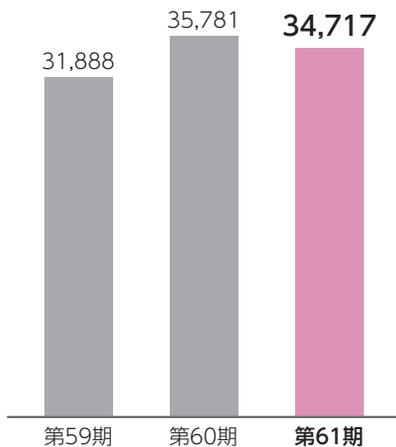
これらの結果、当期の営業成績は以下のとおりとなりました。

区 分	金 額	前 期 比
営業収益	676,800百万円	0.4%減
(内 売上高)	(643,280百万円)	0.4%減
(内 営業収入)	(33,519百万円)	1.7%減
営業利益	34,717百万円	3.0%減
経常利益	34,696百万円	3.8%減
親会社株主に帰属する当期純利益	23,204百万円	0.7%増

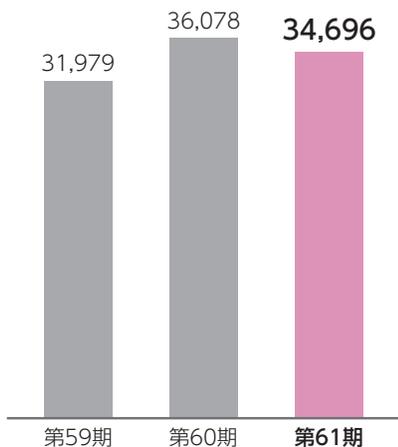
■ 営業収益 (百万円)



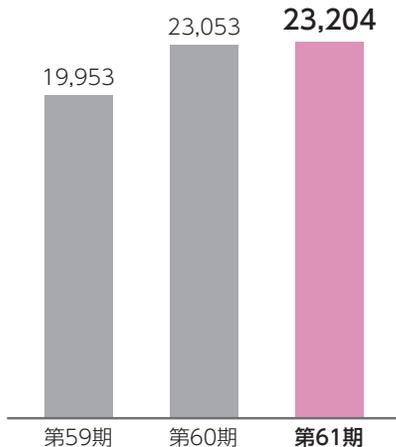
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



主な増減要因

① 営業収益及び売上総利益

営業収益は前期比2,977百万円(0.4%)減少し、676,800百万円となりました。これは、主に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、感染対策を講じながら各地域の状況に応じた経営を行い、大型商業施設への客数の戻りがみられた一方、昨年の巣ごもり需要が一巡し食品スーパーの収益が減少したこと等によるものです。

売上総利益は、145,943百万円(前期比1,523百万円減)となりました。売上高対比では22.7%となり前期に比べて0.1ポイント低下しました。これは、主に当社において直営部門の在庫圧縮及びロス削減等に努めた一方、荒利率の低い専門店の売上が増加し、それにより相対的に荒利率の高い直営部門の売上構成が低下したこと等によるものです。

② 販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費については、筋肉質な経営体質の定着に努め、コスト構造の最適化を図り、前期比1,045百万円(0.7%)減少の144,745百万円となりました。売上高対比では22.5%となり前期に比べて0.1ポイント低下しました。

これらの結果、営業利益は前期比1,064百万円(3.0%)減少の34,717百万円となり、売上高対比は5.4%と前期に比べて0.1ポイント低下しました。

③ 営業外損益及び経常利益

営業外収益は、前期比293百万円(15.5%)減少の1,600百万円となりました。一方、営業外費用は、持分法による投資損失290百万円等を計上し、前期比24百万円(1.5%)増加の1,621百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比1,381百万円(3.8%)減少の34,696百万円となりました。売上高対比は5.4%と前期に比べて0.2ポイント低下しました。

④ 特別損益、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は、段階取得に係る差益355百万円及び助成金収入267百万円等を計上し1,039百万円となりました(前期比2,570百万円の減少)。一方、特別損失は、

減損損失601百万円、賃借契約損失引当金繰入額456百万円及び感染症関連損失140百万円等を計上し1,456百万円となりました（前期比3,379百万円の減少）。

法人税等は10,758百万円となりました（前期比452百万円の増加）。

非支配株主に帰属する当期純利益は317百万円となりました（前期比1,175百万円の減少）。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比150百万円（0.7%）増加の23,204百万円となりました。売上高対比は3.6%と前期に比べて横ばいとなりました。

各セグメントの業績

①小売事業

当社グループは、2021年4月に策定・公表した「第二次中期経営計画（2022年2月期から2026年2月期の5カ年）」において、創業から取り組む地域への貢献をより深めるといふ想いから、経営理念を「社員が誇りと喜びを感じ、地域とお客さまの生活に貢献し続ける」へと刷新し、これを念頭に10年後のありたい姿として地域と共創する2030年長期ビジョンを定めました。主力の小売事業においては、急激に変化する環境に対応すべく、「S M改革」、「G M S改革」および「グループ経営の強化」に取り組み、これらの各戦略をDXの推進により支援するとともに、「E S G戦略」も推し進めていくこととしています。

また、外部環境変化への対応として、厳しい状況が継続する新型コロナウイルス感染症への対策については、緊急事態宣言発令等の発出を受け、各自治体からの要請に沿って、一部売場を除き営業時間を短縮し、感染拡大が深刻であった福岡県等では、一部売場を土日休業としました。店舗においては、買い物かご除菌装置の導入拡大、非接触ニーズへの対応としてセルフレジ及びセミセルフレジのご利用推進、ワクチン接種会場の提供ならびに従業員・その他地域の皆様へワクチンの職域接種の参加を呼び掛けるなど、地域とお客さまの安全・安心のための取り組みを強力に推し進めました。さらに、売場内における三密によるお客様の不安心理を払しょくするため、休日型から平日型へ集客策を見直すことで、お客様の利便性向上を図るとともに、各自治体からの休業・時短要請などにより不安定となりやすい店舗稼働状況に柔軟に対応するコスト構造の実現に努め、筋肉質な経営体質の維持・向上に努めました。加えて、下期以降、ウィズコロナへの消費者の行動変容にフレキシブルに対応するため、顧客関係強化を図るとともに、地域との共創による売場改革に取り組みました。

これらの取り組みに対して販売動向は、前期からの新型コロナウイルス感染症の影響が一巡し、消費環境には一時回復傾向が見られましたが、再び断続的な感染拡大に伴う緊急事態宣言等の発令、変異株ウイルスの流行など、社会・経済活動の本格的回復には至らず、先行き不透明な状況が継続しています。また、夏場の記録的な大雨・長雨・低気温などの天候不順なども加わり消費環境は低調に推移しました。

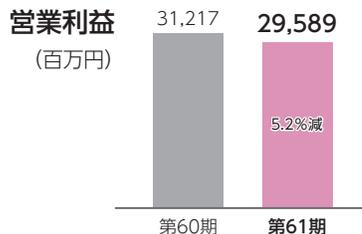
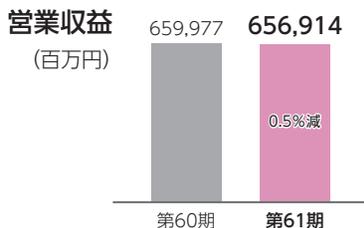
春先には、アパレルや昨年休業を余儀なくされた専門店テナントを中心に、苦

戦した分野で回復が見られましたが、感染再拡大を受けた一部店舗での土日休業や販促企画の中止などもあり、一昨年までの水準には及ばず苦戦が続きました。食品については、特需の反動や、巣ごもり需要も昨年ほど活発化しなかったことで、素材系食材やストック商品が伸び悩んだ一方、惣菜や刺身といった簡便・即食商品は伸長しました。4月には「DX」の大きな柱の一つであるスマートフォン・アプリを全面リニューアルし、新規顧客の獲得および既存顧客との関係を一段と強化する取り組みに着手しました。新しい「ゆめアプリ」には、バーコード決済やデジタルクーポン等の新機能を付加し、今後、個人別販促の主なツールとして活用することとしています。夏場に入り、5月中旬からの緊急事態宣言等が7月上旬に明けること、ワクチン接種が進展している地域ごとに人出が回復するとの想定を好機と捉え、特にライフスタイル領域における生活の正常化へ向けた需要への対応を図りました。一方、変異株ウイルスの流行を伴う感染拡大による緊急事態宣言等の発出がなされたことから、盆時期の帰省客の減少、記録的な大雨・長雨・低気温などの天候不順も重なったことも相まって、特に大型商業施設への人出が大きく減少しました。秋口以降、9月30日まで続いた緊急事態宣言等の解除やワクチン接種が進んだことにより大型商業施設への人出も徐々に活発化し、不振の続いたアパレル・飲食業態の売上が回復しました。冬場には、前期の年末年始において感染拡大で帰省が自粛された一方、当期の年末年始には帰省などの移動需要復活、休暇を故郷で過ごすハレの日消費も回復したことで、大型商業施設を中心に人出が増加しました。一方、年明け以降の変異型ウイルスの急激な感染拡大により、出店12県のうち11県にまん延防止等重点措置が発出されたことで外出の自粛傾向は強まりました。

これらの結果、当期における当社の既存店売上高は、前期比で1.1%増となりました。

コスト面では、在庫コントロールや販促最適化などの精度向上に取り組み、商品ロスの低減、人時生産性の向上に繋げるとともに、各自治体からの休業・時短要請などにより不安定となりやすい店舗稼働状況に柔軟に対応するコスト構造の維持・向上に努め、筋肉質な経営体質の定着に努めました。

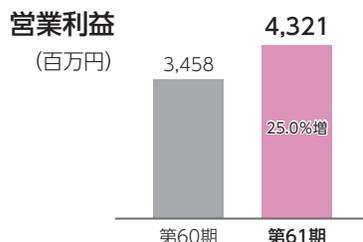
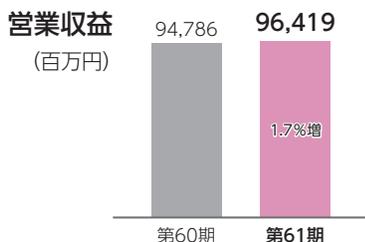
これらの結果、営業収益は656,914百万円（前期比0.5%減）、営業利益は29,589百万円（前期比5.2%減）となりました。



②小売周辺事業

小売周辺事業では、金融事業の株式会社ゆめカードにおいて、電子マネー「ゆめか」及びクレジットカードの新規会員獲得、並びに小売事業の主力業態「ゆめタウン」などの入居テナントをはじめとした外部加盟店での取扱いを推進するとともに取扱高の拡大を図りました。また2021年4月の「ゆめアプリ」リリースに合わせ、新規カード会員の獲得にも注力しました。これにより、「ゆめか」の累計発行枚数は前期末における852万枚から当期末では899万枚となり、当社グループにおけるカード戦略を深化させました。施設管理事業の株式会社イズミテクノにおいては、グループ各社の店舗リニューアル工事が工事部門の営業収益の押し上げに寄与し、公共施設等の指定管理業務も回復傾向に転じたことで、堅調に推移しました。また、飲食事業のイズミ・フード・サービス株式会社においては、時短営業や一部店舗の土日休業などの影響を受けた一方、昨年に比べその範囲は限定的であったことなどから、増収となりました。

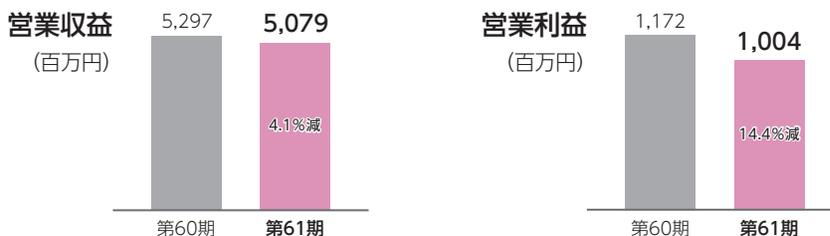
これらの結果、営業収益は96,419百万円(前期比1.7%増)、営業利益は4,321百万円(前期比25.0%増)となりました。



③その他

卸売事業では、前期のマスク特需の反動や緊急事態宣言の影響等により、販売が低調に推移したことで利益水準が低下しました。また、不動産賃貸事業では安定的な賃料収入を計上しました。

これらの結果、営業収益は5,079百万円（前期比4.1%減）、営業利益は1,004百万円（前期比14.4%減）となりました。



(2) 対処すべき課題

当社グループは、お客様満足度の獲得と企業価値の向上のために、以下の経営施策を推進してまいります。

お客様満足度No. 1を目指して

- 三世代の幅広いニーズを満たす品揃え及びテナントを導入するとともに、ご家族が共に過ごすための快適な空間を実現することで、さらに魅力ある商業施設を構築してまいります。
- 地域のお客様にとって、品質、鮮度が高く安心・安全な商品を低価格でご提供する“いいものを安く”を各商品分野で実現させるべく、商品開発とともに原価低減、ロス削減を進めてまいります。
- 店舗を起点とした風通しの良い組織で、従業員の自律的な行動や能力開発をサポートし、明確な目標に対する成果を評価する体制を構築することで、さらに働き甲斐のある職場を実現してまいります。

持続的成長のために

- 2030年までの目標「you me MIRAI 宣言」として数値目標を策定するとともに、取り組み項目として下記5項目を掲げています。

CO₂排出量 : 50%削減 (2013年度比)

プラスチック包装 : 80%削減 (2018年度比)

食品ロス・リサイクル : 50%削減 (2018年度比)、食品リサイクル率70%

取り組み項目

- ・地域から頼りにされる拠点づくり
- ・気候変動を和らげるために
- ・人と地球にやさしい商品を
- ・みんなが住みやすい街づくり
- ・働きがいのある職場づくり

- 広域型ショッピングセンター「ゆめタウン」、近隣型ショッピングセンター「ゆめモール」および食品スーパーマーケット「ゆめ마트」の今後の積極出店を展望し、キャッシュ・フロー創出能力の向上を目指し体質強化を図るとともに、既存店への活性化投資ならびにスクラップ&ビルドを継続的に行うことで店舗の若返りを図り、地域シェアの拡大による企業成長に繋げてまいります。
- M&A戦略の積極展開による地域ドミナント基盤をより強固にし、商品調達面などにおける競争優位を実現するとともに、地域経済の発展並びに雇用の維持・拡大に貢献してまいります。
- 店舗作業の効率化と人員多能工化により人時生産性を抜本的に改善させていく活動に取り組み、その成果を全店に展開することで生産性を高めてまいります。また、業務のデジタル化を推し進めることで省力化を図り、従業員の労働環境の整備を図るとともに、生み出された余剰時間をサービス向上へ転換しお客様の満足につなげてまいります。
- 中長期的な企業価値の向上に努めるべく、株主様・投資家様との対話を通じたコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。
- これらのことから、創出するキャッシュ・フローを成長投資及び株主還元に向け、有効に活用してまいります。高水準の資本効率の維持と更なる向上を通じて株主価値の増加に努めてまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は141億18百万円であり、主に既存店舗の活性化、DX投資及び店舗新設に係る先行投資等です。なお、これらの資金は借入金及び自己資金をもって充当しました。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

持分法適用会社であった荒尾シティプラン(株)は株式を追加取得したことにより、持分法適用会社から除外し、連結子会社に含めています。また、同社の株式を取得したことにより、同社の完全子会社である荒尾商業開発(株)について、当連結会計年度より、連結の範囲に含めています。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第58期 2019年2月期	第59期 2020年2月期	第60期 2021年2月期	第61期 (当期) 2022年2月期
営業収益(百万円)	732,136	744,349	679,778	676,800
売上高(百万円)	697,679	709,455	645,672	643,280
営業利益(百万円)	35,273	31,888	35,781	34,717
経常利益(百万円)	35,099	31,979	36,078	34,696
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	23,488	19,953	23,053	23,204
1株当たり当期純利益(円)	327.79	278.45	321.72	324.45
総資産(百万円)	484,876	490,106	489,692	468,798
純資産(百万円)	211,546	226,264	245,411	262,433

(注) 営業収益は、売上高及び営業収入の合計です。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社17社及び持分法適用会社4社で構成され、小売事業、小売周辺事業及びその他の事業を展開していますが、各事業の内容は以下のとおりです。

① 小売事業

ショッピングセンター、ゼネラル・マーチャンダイジング・ストア（GMS）、スーパーマーケット等の業態による衣料品、住居関連品、食料品等の販売を主体としています。

② 小売周辺事業

クレジット取扱業務、店舗施設管理業務、外食等の小売事業を補完する業務を主体としています。

③ その他

卸売業、不動産賃貸業等です。

(7) 主要な営業所

当社	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	31店舗
		岡山県	9
		山口県	14
		島根県	7
		福岡県	19
		佐賀県	3
		大分県	3
		長崎県	2
		熊本県	9
		香川県	4
		徳島県	1
		兵庫県	3
		その他	2
		合 計	107

(株)ゆめマート熊本	本社	熊本市東区上南部二丁目2番2号	
	地域別店舗数	熊本県	24店舗

(株)ゆめマート北九州	本社	北九州市八幡西区中須1丁目1番7号	
	地域別店舗数	福岡県	22店舗
		大分県	2
		山口県	7
	合 計	31	

(株)ユアーズ	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	23店舗
		岡山県	2
合 計	25		

(株)デイリーマート	本社	徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地1	
	地域別店舗数	徳島県	7店舗

(8) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
小売事業	3,709 名	△49 名
小売周辺事業	650	—
その他	40	+5
合計	4,399	△44

(注) このほか、パートタイマーは10,945名（1名1日8時間換算）です。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ゆめカード	480 百万円	100.0 %	金融業
(株) イズミテクノ	30	100.0 (14.0)	店舗施設管理業、建設業
イズミ・フード・サービス(株)	100	100.0	飲食業
(株) ゆめマート熊本	257	100.0	小売業
(株) ゆめマート北九州	100	100.0 (0.4)	小売業
(株) ユアーズ	50	59.5	小売業

(注) 議決権比率の（内書）は、間接所有割合です。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) 広島銀行	14,786 百万円
(株) 三井住友銀行	12,042
(株) 日本政策投資銀行	11,794
三井住友信託銀行(株)	8,081
(株) 三菱UFJ銀行	7,268

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 195,243,000株
 (2) 発行済株式の総数…………… 71,665,200株 (自己株式187,562株を含む。)
 (3) 株主数…………… 10,286名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山西ワールド(株)	19,935 千株	27.9 %
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	5,396	7.5
第一不動産(株)	4,208	5.9
(株)日本カストディ銀行(信託口)	3,914	5.5
(株)広島銀行	2,362	3.3
日本生命保険(相)	2,093	2.9
全国共済農業協同組合連合会	2,091	2.9
山西 泰明	2,043	2.9
第一生命保険(株)	2,030	2.8
イズミ広島共栄会	1,941	2.7

(注) 持株比率は、自己株式(187,562株)を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	13 千株	5 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 上記のほか、当社執行役員11名に対し、7千株を交付しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、消却及び保有

① 自己株式の取得

- ・ 単元未満株式の買取による取得
 普通株式 717株

取得価額の総額 2百万円
 ・自己株式立会外買付取引による取得
 普通株式 200,000株
 取得価額の総額 858百万円

② 当事業年度末の保有株式
 普通株式 187,562株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	当社の担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 西 泰 明	
取締役専務執行役員	梶 原 雄 一 朗	GMS 本部長
取締役専務執行役員	三 家 本 達 也	管理本部長
取 締 役	黒 本 寛	開発本部長
取 締 役	町 田 繁 樹	経営企画部長
取 締 役	似 鳥 昭 雄	(株)ニトリホールディングス代表取締役会長 (株)ニトリ代表取締役会長 (株)ホームロジスティクス取締役ファウンダー コーナン商事(株)社外取締役
取 締 役	米 田 邦 彦	広島修道大学商学部教授
取 締 役	青 山 直 美	(有)スタイルビズ代表取締役 (株)千趣会社外取締役
常 勤 監 査 役	川 西 正 身	
監 査 役	堀 川 智 子	中国木材(株)代表取締役社長 公認会計士
監 査 役	岡 田 弘 隆	税理士

- (注) 1. 取締役 似鳥昭雄、米田邦彦及び青山直美の各氏は、社外取締役です。
 2. 監査役 堀川智子及び岡田弘隆の両氏は、社外監査役です。
 3. 当期中における役員の変動は次のとおりです。
 就任 2021年5月26日開催の第60回定時株主総会において、町田繁樹氏及び青山直美氏は、新たに取締役に選任され同日就任しました。
 2021年5月26日開催の第60回定時株主総会において、川西正身氏は、新たに監査役に選任され同日就任しました。
 退任 2021年5月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役 中村豊三氏及び監査役 川本邦昭氏は、任期満了により退任しました。
 4. 監査役 川西正身氏は、当社及び当社グループ会社の財務・経理・経営管理部門の責任者を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 監査役 岡田弘隆氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 監査役 堀川智子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 7. 期末日後における取締役の地位及び担当の変動は次のとおりです。
 (2022年3月1日付)
 取締役 三家本達也 副社長
 取締役専務執行役員 町田繁樹 経営企画本部長
 取締役専務執行役員 梶原雄一朗 テナント本部長
 8. 当社では、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を除く執行役員は2022年2月28日現在で12名であり、その地位及び担当は次のとおりです。

会社における地位	氏名	当社の担当
常務執行役員	藤井 洋二郎	営業推進本部長
上席執行役員	徳田 隆	グループ経営本部長
執行役員	沼本 真輔	ライフスタイル本部長
執行役員	河崎 智広	SM本部長
執行役員	溝口 晋	テナント本部長
執行役員	山西 大輔	業務プロセス改革本部長
執行役員	山野 正道	食品本部長
執行役員	阿部 睦夫	惣菜事業部長
執行役員	市川 富雄	テナント本部 テナント統括部長
執行役員	岡本 圭史	未来創造推進事業部長
執行役員	小林 篤志	GMS 本部九州GMS 販売部長
執行役員	平 公成	財務経理部長

※執行役員市川富雄氏は、2022年2月28日付けで退職しました。
※期末日後における執行役員の地位及び担当の異動は次のとおりです。
(2022年3月1日付)

上席執行役員	溝口晋	GMS 本部長
上席執行役員	山西大輔	管理本部長
執行役員	岡本圭史	DX本部長
執行役員	小林篤志	マーケティング本部長
執行役員	平公成	経営企画部長
執行役員	廣瀬伸作	ゆめタウン高松支配人
執行役員	宮次太功	人事部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社および当社グループの取締役（社外取締役を含む）、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての保険料を当社およびグループ会社が負担しています。なお、契約は1年毎に契約更新しています。

これにより、対象となる被保険者が職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があり、補填する額について限度額を設けています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法については、2021年2月9日開催の取締役会にて「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を決議し、その決定方針に基づき各取締役の職務の内容に応じた年間評価等を勘案したうえで報酬等の額を指名・報酬委員会において審議しています。

イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブと

して十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（決算賞与）および非金銭報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。

□) 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとします。

ハ) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

・業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、各事業年度の経常利益等の目標値に対する達成度合いおよび個人評価に応じて算出された額を決算賞与等として、当該事業年度終了後の一定の時期等に支給します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとします。

・非金銭報酬（株式報酬）

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとする譲渡制限付株式を用いた株式報酬とし、毎年、一定の時期に付与します。付与する株式の個数は、各取締役の固定報酬の額に役位別の係数を乗じた株式報酬基準額に対して、会社の業績目標に対する達成度係数（0.90～1.10）を乗じた金額を付与時における株価で除して算出した数を踏まえて決定します。なお、非金銭報酬の譲渡制限付株式報酬の総額は、上記取締役報酬限度額の枠内で、年額100百万円以内、発行または処分される当

社の普通株式の総数は年5万株以内とします。

二) 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業および地元企業の実態を参考にしながら、指名・報酬委員会において審議を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬=60:25:15とします（KPIを100%達成の場合）。

ホ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し決定しています。当該指名・報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬限度額は2018年5月25日開催の第57回定時株主総会の決議により500百万円（うち社外取締役分は30百万円、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と定めています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。また、2021年5月26日開催の第60回定時株主総会において、上記取締役報酬限度額の枠内で非金銭報酬（株式報酬）として取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することの承認・決議、また、役員退職慰労金制度の廃止及び当該廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給をすることが、承認・決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

監査役報酬限度額は2021年5月26日開催の第60回定時株主総会の決議により50百万円と定めています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し決定しており、取締役会から委任を受けて当該事項を決定した取締役その他の第三者はありません。

なお、指名・報酬委員会は、3名の社内取締役と3名の社外取締役の計6名で構成され、委員長は代表取締役社長が務めています。当委員会は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた決算賞与の評価配分および取締役個人別の割当株式数を決議し、その結果を取締役に答申し、取締役会は当委員会による答申を慎重に審議したうえで、各取締役の報酬等の額を決定しています。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	430 (17)	227 (16)	18 (-)	43 (-)	140 (0)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19 (8)	19 (8)	- (-)	- (-)	0 (-)	4 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した取締役に対する役員賞与引当金繰入額16百万円を含めています。なお、2021年5月26日開催の第60回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度の廃止及び当該廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給をすることが、承認・決議されており、当該役員退職慰労引当金繰入額については、制度廃止以前の当事業年度計上額です。
3. 上記報酬等の額のほか、社外取締役及び社外監査役が当社の子会社から受けた役員報酬はありません。
4. 上記報酬等の額のほか、2021年5月26日開催の第60回定時株主総会の決議による退任取締役2名及び退任監査役1名(常勤監査役)に対して役員退職慰労金61百万円(うち取締役51百万円、監査役9百万円)を支給しています。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれています。
5. 業績連動報酬に関する業績指標等の内容、当該業績指標を選択した理由及び算定方法等は、「(ハ) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりです。なお、業績指標に関する実績については、当事業年度の経常利益予算に対して未達成でした。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 似鳥昭雄氏は、(株)ニトリホールディングスの代表取締役会長及び(株)ニトリの代表取締役会長であり、当社とこれらの会社との間には土地・建物賃貸借契約に基づく取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の1.0%未満です。同氏はコーナン商事(株)の社外取締役であり、当社とコーナン商事(株)の間には建物賃貸借契約に基づく取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の1.0%未満です。また、同氏は(株)ニトリホールディングスの関係会社である(株)ホームロジスティクスの取締役ファウンダーであります。当社と(株)ホームロジスティクスとの間に取引関係はございません。

取締役 米田邦彦氏は、広島修道大学商学部教授であります。当社と広島修道大学との間に取引関係はございません。

取締役 青山直美氏は、(有)スタイルビズの代表取締役であります。当社と(有)スタイルビズとの間に取引関係はございません。また、同氏は(株)千趣会の社外取締役であります。当社と(株)千趣会との間に取引関係はございません。

監査役 堀川智子氏は、中国木材(株)の代表取締役社長であります。当社と中国木材(株)との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

〈社外取締役〉

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	似 鳥 昭 雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち、12回に出席し、主に現役の企業経営者としての幅広い視野と経験から、議案審議等に必要の発言を適宜行うとともに、当社の経営全般に対する助言を行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。 また、指名・報酬委員会委員として、役員人事案、役員評価案及び役員報酬額等の審議において、同氏の経験や知見に基づき、具体的な意見・提言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	米 田 邦 彦	<p>当事業年度開催の取締役会13回のうち、12回に出席し、経営学を専門とする大学教授としての企業経営に係る幅広い知識と高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員として、役員人事案、役員評価案及び役員報酬額等の審議において、同氏の経験や知見に基づき、具体的な意見・提言を行っております。</p>
取 締 役	青 山 直 美	<p>2021年5月26日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席し、企業経営の中でもEコマース等のデジタル投資や人材育成に係る女性活躍のための施策についての幅広い知識と高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員として、役員人事案、役員評価案及び役員報酬額等の審議において、同氏の経験や知見に基づき、具体的な意見・提言を行っております。</p>

〈社外監査役〉

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	堀 川 智 子	<p>当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、必要に応じ主に企業経営者としての幅広い視野と経験に加えて、企業会計の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。</p> <p>また、監査役会14回のすべてに出席し、常勤監査役及び内部監査部門からの監査報告、代表取締役・社外取締役・会計監査人との懇談による経営に係る意見交換、グループ会社の監査等の活動を行っております。</p>
監 査 役	岡 田 弘 隆	<p>当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、税務の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。</p> <p>また、監査役会14回のすべてに出席し、常勤監査役及び内部監査部門からの監査報告、代表取締役・社外取締役・会計監査人との懇談による経営に係る意見交換、グループ会社の監査等の活動を行っております。</p>

(注) 取締役 似鳥昭雄氏、取締役 米田邦彦氏、取締役 青山直美氏、監査役 堀川智子氏及び監査役 岡田弘隆氏の5名を東京証券取引所の定める独立役員として届け出しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 49百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 77百万円 |

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 企業グループとしての社会的責任を適正に遂行し社会の公器として誠実な企業であり続けるため、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を経営の重要課題と位置付け実効性のあるコンプライアンス体制を推進し社会からの信頼を確立する。
- ii) 企業グループ全体の取締役及び使用人のコンプライアンスを推進するために、経営管理部を設置する。
- iii) 取締役及び使用人は、事業活動における法令遵守を徹底するために「イズミグループ行動憲章」を掲げ、行動規範として職務を執行する。
- iv) 経営管理部内部監査課は、定期的を実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款等に適合しているか検証する。
- v) 使用人が法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。
- vi) 経営管理部は、コンプライアンスに係る状況について定期的に取り締り委員会及び監査役に報告する。
- vii) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
- viii) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報・文書については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の整備を行う。
- ii) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報等については、必要に応じて事後的に閲覧が可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクとは事業活動に潜在する不確実な事象であることを認識し、その特定、評価、是正措置に対する方針を速やかに決定し、取締役会においてそのリスクマネジメントができる体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役は、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ii) 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議案の審議に関する十分な資料が全役員に配布されるものとする。

⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- i) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社社長とグループ会社社長との間において3か月に1回の報告を義務づける。また、当社グループ経営本部長とグループ会社社長との間で毎月1回の経営課題に係る対応策を協議することを義務づける。
- ii) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議する。
- iii) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督する。
- iv) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- v) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- vi) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようなリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとする。
- ii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の選任については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- iii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の業務執行に対しては、不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害しないように留意する。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制及び当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ii) 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の支払に係る方針およびその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 当社は、監査役が監査を実施するために要する弁護士等の社外の専門家に対しての相談・鑑定・調査等その他の事務委託費用を負担する。
- ii) 当社グループの代表取締役及びその他の取締役は、監査役と平素から相互の意思疎通を図るほか、監査役監査の重要性と有用性を認識し理解を深め、監査役の要求があれば積極的に協力する。
- iii) 監査役は、経営管理部内部監査課及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図り、連携して監査を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

「感謝と信用をモットーに商業を通じて、より豊かな暮らしに貢献する」べく事業活動における法令遵守を徹底するため「イズミグループ行動憲章」を掲げ私たち一人ひとりが「人としてやってはいけないこと」を判断できる誠実な人を目指し「イズミ行動基準」の定着・徹底を図り、行動のチェックポイントにより自問自答を繰り返しております。

これらのことを、より具体的に推進するため当社の各部署及びグループ各社から委員を選任したコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月1回開催することにより、全社的コンプライアンス意識向上のための教育並びに当社の各部署及びグループ各社における各リスクに対するモニタリング報告を実施し、全社的な情報共有を図るともに対処策を協議しております。

また、グループ各社におけるコンプライアンス違反等については、適宜、当社経営管理部に報告されております。

(職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役（社外取締役を除く。）で構成する経営会議及び取締役（社外取締役を除く。）と執行役員で構成する本部長会議を原則毎週開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は取締役8名（うち社外取締役3名）で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会規則に基づき、各議案の審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、第61期の取締役会は、定時13回開催しました。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を採用し、店舗においては電子化し、迅速かつ効率的な管理体制を構築しております。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

コンプライアンス・リスク管理委員会による体制の整備のほか、内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

(当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況)

当社グループにおいては、3か月に1回の当社社長とグループ会社社長による会議を開催し、業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

また、当社グループ経営本部長とグループ会社社長との間で、毎月1回の経営課題に係る対応策の会議を開催し、業務執行等について協議しております。

さらに、四半期ごとにグループ会社の事業活動の状況を当社の取締役会で報告しております。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況)

監査役及び社外監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席、代表取締役との懇談、会計監査人との定期的な意見交換及び内部監査課との情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化を図りつつ、安定的に配当を継続していくことを重視しています。また、内部留保金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、成長分野への戦略投資に充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当連結会計年度 (2022年2月28日)	前連結会計年度 (2021年2月28日)
(資産の部)		
流動資産	88,867	107,112
現金及び預金	11,621	25,306
受取手形及び売掛金	42,794	42,497
商品及び製品	20,381	21,661
仕掛品	95	20
原材料及び貯蔵品	681	458
その他	13,803	17,717
貸倒引当金	△511	△550
固定資産	379,931	382,580
有形固定資産	329,367	330,539
建物及び構築物	149,504	155,281
機械装置及び運搬具	3,904	4,057
土地	166,542	163,136
リース資産	16	20
建設仮勘定	2,002	497
その他	7,396	7,545
無形固定資産	11,234	10,690
のれん	1,908	2,441
その他	9,325	8,249
投資その他の資産	39,329	41,350
投資有価証券	8,729	9,876
長期貸付金	1,418	1,542
繰延税金資産	9,750	9,244
敷金及び保証金	15,846	16,909
その他	4,047	4,322
貸倒引当金	△462	△546
資産合計	468,798	489,692

科 目	(ご参考)	
	当連結会計年度 (2022年2月28日)	前連結会計年度 (2021年2月28日)
(負債の部)		
流動負債	93,835	113,596
支払手形及び買掛金	29,697	47,367
短期借入金	10,220	1,300
1年内返済予定の長期借入金	19,800	19,756
未払金	7,429	14,076
未払法人税等	6,135	7,983
賞与引当金	2,246	2,204
役員賞与引当金	26	36
ポイント引当金	2,496	2,416
商品券回収損失引当金	201	115
建物取壊損失引当金	357	117
賃借契約損失引当金	32	-
資産除去債務	194	39
その他	14,994	18,183
固定負債	112,529	130,684
長期借入金	69,327	88,335
リース債務	14	17
長期預り敷金保証金	22,170	22,552
役員退職慰労引当金	69	915
利息返還損失引当金	204	146
建物取壊損失引当金	-	436
賃借契約損失引当金	424	-
退職給付に係る負債	9,251	8,852
繰延税金負債	870	980
資産除去債務	9,143	8,267
その他	1,053	180
負債合計	206,364	244,281
(純資産の部)		
株主資本	247,515	231,200
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,580	22,545
利益剰余金	206,121	189,072
自己株式	△800	△30
その他の包括利益累計額	1,173	1,294
その他有価証券評価差額金	1,028	1,171
退職給付に係る調整累計額	145	123
非支配株主持分	13,744	12,915
純資産合計	262,433	245,411
負債・純資産合計	468,798	489,692

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)		(ご参考) 前連結会計年度 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)	
	高 価 益 入 益 費 益	643,280		645,672
上 原 利 益	497,337		498,204	
上 業 総 収 入	145,943		147,467	
業 業 総 収 入	33,519		34,105	
及 び 一 般 管 理 費	179,463		181,573	
營 業 外 利 益	144,745		145,791	
受 取 利 息 及 び 配 当 金 引 益 入 他	224		243	
仕 入 法 による 金 の 収 入 他	193		183	
持 分 法 約 金 の 収 入 他	—		84	
違 ぞ	97		149	
營 業 外 費 用	1,085	1,600	1,232	1,893
支 払 利 息 費 失 他	555		700	
支 払 補 償 投 資 損 失 他	101		115	
分 法 による の	290		—	
そ	674	1,621	781	1,597
特 別 利 益	34,696		36,078	
固 定 資 産 却 却 益	191		57	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	18		3,115	
負 担 の 取 得 に 係 る 差 益	195		—	
段 階 取 得 成 金 収 入 他	355		—	
助 成 險 金 の 収 入 他	267		—	
保 ぞ	—		412	
特 別 損 失	11	1,039	25	3,610
固 定 資 産 却 却 損	—		1	
固 定 資 産 除 却 損 失 他	147		121	
減 価 償 却 損 失 引 当 金 繰 入 額 他	601		1,641	
感 染 症 関 連 の 損 失 引 当 金 繰 入 額 他	140		2,074	
災 害 に よ る 損 失 引 当 金 繰 入 額 他	—		222	
建 物 取 壊 損 失 引 当 金 繰 入 額 他	—		556	
借 借 契 約 損 失 引 当 金 繰 入 額 他	456		—	
そ	108	1,456	218	4,835
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	34,280		34,852	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,987		11,788	
法 人 税 等 調 整 額	△229	10,758	△1,482	10,306
当 期 純 利 益	23,521		24,546	
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	317		1,493	
親 會 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	23,204		23,053	

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当事業年度 (2022年2月28日)	前事業年度 (2021年2月28日)
(資産の部)		
流動資産	84,479	96,885
現金及び預金	9,088	20,048
売掛金	12,680	13,098
商品	17,382	18,608
原材料及び貯蔵品	284	286
前払費用	901	839
短期貸付金	39,872	37,219
預け金	1,277	3,691
その他の金	3,076	3,175
貸倒引当金	△87	△83
固定資産	322,752	326,327
有形固定資産	271,546	275,488
建物	123,599	130,046
構築物	4,472	4,928
機械及び装置	2,609	2,636
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	4,650	5,027
土地	134,387	132,501
リース資産	2	5
建設仮勘定	1,824	342
無形固定資産	7,207	6,367
借地権	4,212	4,212
ソフトウェア	1,759	1,459
その他の	1,235	695
投資その他の資産	43,998	44,471
投資有価証券	1,927	1,749
関係会社株式	12,586	12,486
出資	4	4
長期貸付金	1,377	1,397
長期前払費用	547	620
繰延税金資産	7,944	7,580
出店仮勘定	262	242
敷金及び保証金	16,746	17,624
その他の	2,886	3,052
貸倒引当金	△286	△286
資産合計	407,231	423,212

科 目	(ご参考)	
	当事業年度 (2022年2月28日)	前事業年度 (2021年2月28日)
(負債の部)		
流動負債	97,811	109,559
買掛金	23,168	40,808
短期借入金	31,672	19,450
1年内返済予定の長期借入金	17,966	16,937
リース負債	2	3
未払費用	7,526	11,747
未払消費税等	1,619	1,783
未払法人税等	5,018	5,796
未払消費税	747	3,191
前受り金	1,437	1,448
預賞与引当金	1,594	1,994
役員賞与引当金	1,680	1,690
ポイント引当金	16	24
商品券回収損失引当金	2,428	2,345
建物取壊損失引当金	201	115
賃借契約損失引当金	357	117
資産除去債務	32	—
その他の	194	39
固定負債	107,899	124,500
長期借入金	68,948	86,215
リース負債	—	2
長期預り敷金保証金	21,039	21,673
退職給付引当金	8,188	7,747
役員退職慰労引当金	—	827
建物取壊損失引当金	—	436
賃借契約損失引当金	424	—
資産除去債務	8,346	7,545
その他の	951	50
負債合計	205,711	234,060
(純資産の部)		
株主資本	200,854	188,639
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,282	22,282
資本準備金	22,282	22,282
利益剰余金	159,759	146,774
利益準備金	2,094	2,094
その他利益剰余金	157,665	144,680
特別償却準備金	1	5
固定資産圧縮積立金	1,097	1,462
別途積立金	49,736	49,736
繰越利益剰余金	106,828	93,475
自己株式	△800	△30
評価・換算差額等	665	512
その他有価証券評価差額金	665	512
純資産合計	201,520	189,151
負債・純資産合計	407,231	423,212

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)		(ご参考) 前事業年度 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)	
	売 上 高		601,881	
売 上 原 価		485,449		485,480
売 上 総 利 益		116,432		117,561
営 業 収 入		30,954		31,541
営 業 総 利 益		147,387		149,102
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		119,321		119,973
営 業 利 益		28,065		29,128
営 業 外 収 益				
受 取 利 息 及 び 配 当 金	329		335	
仕 入 割 引	193		183	
違 約 金 収 入	97		149	
そ の 他	668	1,288	902	1,571
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	605		727	
支 払 補 償 費	101		115	
そ の 他	372	1,080	436	1,280
経 常 利 益		28,273		29,420
特 別 利 益				
固 定 資 産 売 却 益	188		32	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—		521	
助 成 金 収 入	267		—	
そ の 他	11	466	25	579
特 別 損 失				
固 定 資 産 売 却 損	—		0	
固 定 資 産 除 却 損	92		68	
減 損 損 失	233		1,521	
感 染 症 関 連 損 失	140		2,115	
建 物 取 壊 損 失 引 当 金 繰 入 額	—		556	
賃 借 契 約 損 失 引 当 金 繰 入 額	456		—	
そ の 他	103	1,027	193	4,455
税 引 前 当 期 純 利 益		27,712		25,544
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,965		8,876	
法 人 税 等 調 整 額	△393	8,572	△793	8,082
当 期 純 利 益		19,140		17,461

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月8日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横澤 悟志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前田 貴史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大江 友樹	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イズミの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イズミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監

査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年4月8日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横澤 悟 志	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前田 貴 史	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大江 友 樹	㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イズミの2021年3月1日から2022年2月28日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不

正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月12日

株式会社イズミ 監査役会

常勤監査役 川 西 正 身 ㊟

社外監査役 堀 川 智 子 ㊟

社外監査役 岡 田 弘 隆 ㊟

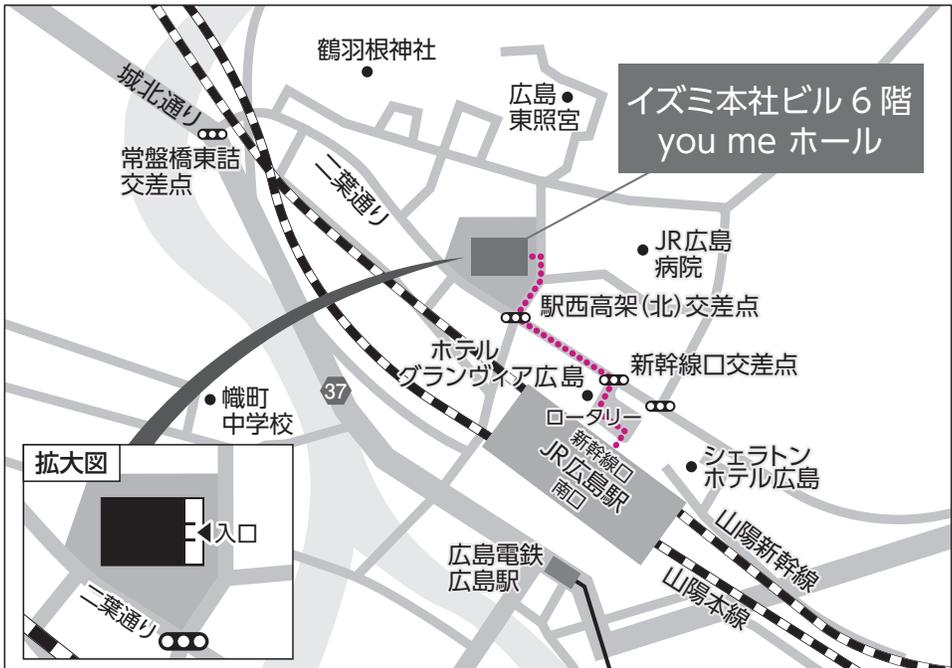
以 上

× ㊦

A large rectangular box with a solid black border. Inside the box, there are 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending from the left to the right edge. This layout is typical for handwriting practice, where the dashed lines serve as guides for letter height and placement.

株主総会会場ご案内

会場 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール
電話 (082) 264-3211 (代表)



- 交通のご案内……広島駅新幹線口より徒歩10分。
- 当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。

